

平成 26 年 1 月 28 日
沖縄電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
〔ちゅらクック割引〔電化厨房住宅契約〕（選択約款）〕

当社は、このたび、電気事業法第 19 条第 12 項の規定に基づき届出を行なった選択約款のちゅらクック割引〔電化厨房住宅契約〕（平成 26 年 3 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだちゅらクック割引上限額を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第 47 条の 3 の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、4（料金）および附則 3（消費税法の改正にともなう経過措置）に定めるちゅらクック割引上限額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で四捨五入しております。

(1) 4（料金）に定めるちゅらクック割引上限額

区分および単位	上限額	消費税等相当額
1 契約につき	円 540.00	円 40.00

(2) 附則 3（消費税法の改正にともなう経過措置）に定めるちゅらクック割引上限額

区分および単位	上限額	消費税等相当額
1 契約につき	円 525.00	円 25.00

以上